

令和6年10月

成年後見等申立ての手引

この手引は、宇都宮家庭裁判所の本庁又は支部に、後見開始、保佐開始、補助開始の審判を申し立てることをお考えの方を対象に、申立てをする際に必要な書類のそろえ方などを説明したものです。

申立てをお考えの方は、この手引をご覧くださいほか、必ず、家庭裁判所における手続や成年後見人等の仕事などについて詳しく説明した

パンフレット「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ－」

をよくお読みいただくとともに、家庭裁判所受付又は裁判所のウェブサイト（<https://www.courts.go.jp>）内の後見ポータルサイトで

「ご存じですか？後見人の事務」成年後見

を視聴するなどして、法定後見制度について十分にご理解いただいた上で申立てをされるようお願いいたします。

宇都宮家庭裁判所

申立ての前に必ずお読みください

申立人が成年後見人等候補者として推薦する方が必ず選任されるとは限りません。誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断に対する不服申立てはできません。

成年後見人等は、後見等開始の審判の際に、家庭裁判所が、ご本人の心身の状態、生活及び財産の状況、候補者とご本人との利害関係の有無、ご本人の意向などの事情を総合して職権で選任します（民法843条1項、4項）。

そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所は、後見等事務をより適正に行う観点から、専門的な知見を有する専門職が関与する必要があると判断した場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士などを成年後見人等や後見監督人等として選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

申立後の取り下げは、家庭裁判所の許可が必要になります。

申立書類を提出した後は、審判前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げること（手続をやめること）ができません。

例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取り下げは認められません。

申立ての目的が解決しても、成年後見人等の仕事はそのまま続きます。

成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）が解決したら終わりというものではありません。

成年後見人等は、ご本人の意思を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があります。

また、財産を適切に管理する義務を負っていますので、ご本人の財産を成年後見人等や親族の名義で管理したり、成年後見人等や親族に贈与、貸し付けるなど、ご本人の不利益となるような管理、処分は原則としてできません。また、遺産分割を行う際には、原則としてご本人の法定相続分を確保していただく必要があります。

なお、成年後見人等は、原則として毎年1回、決められた時期に、ご本人の現状や現在の問題等についての報告書、ご本人の財産目録、その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを家庭裁判所に提出しなければなりません。家庭裁判所は、この報告により、成年後見人等が適切に事務を行っているかどうかを確認します。

成年後見人等がご本人の財産を不適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所が定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。

成年後見人等や後見監督人等が、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合、家庭裁判所は、付与の当否及び付与の金額を決定します。成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所が定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。

家庭裁判所の許可なく、ご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。

申立てをする裁判所

申立ては、ご本人（援助を必要とされている方）の住所地（原則としてご本人の住民票上の住所）を管轄する家庭裁判所にしてください。

不明な点があれば、申立てをする家庭裁判所にお問い合わせください。

宇都宮家庭裁判所本庁及び各支部

裁判所名	所在地・電話番号	管轄区域
宇都宮家庭裁判所 （本庁）	〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38 TEL 028-621-4854	宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市のうち旧氏家町、下野市のうち旧南河内町、上三川町、高根沢町
宇都宮家庭裁判所 真岡支部	〒321-4305 真岡市荒町5117-2 TEL 0285-82-2076	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
宇都宮家庭裁判所 大田原支部	〒324-0056 大田原市中央2-3-25 TEL 0287-22-2112	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市のうち旧喜連川町、那須町、那珂川町、塩谷町
宇都宮家庭裁判所 栃木支部	〒328-0035 栃木市旭町16-31 TEL 0282-23-0568	栃木市、小山市、下野市のうち旧石橋町・旧国分寺町、壬生町、野木町
宇都宮家庭裁判所 足利支部	〒326-0057 足利市丸山町621 TEL 0284-41-3168	足利市、佐野市

申立てに必要な書類

申立ての際に必要な書類や費用は、「後見等開始申立てチェックリスト」に記載されています。このチェックリストの「チェック欄」を利用して、必要なものがそろったかどうかを確認してください。

なお、提出した書類はお返しできませんので、必要に応じて写し（コピー）を取っておくようにしてください。

以下の番号は、チェックリストに記載の番号と同じです。

1 申立書

- 氏名や本籍、住所は、戸籍謄本や住民票を見ながら正確に記入してください。
- 押印は、認印で結構です（スタンプ式は不可）。
- 「成年後見人等候補者」欄について
 - ① 候補者がいない場合には、「家庭裁判所に一任」にチェックしてください。
 - ② 候補者がいる場合には、その人について記入してください。

なお、成年後見制度の内容や成年後見人等の職務を理解された上で、責任をもって引き受けてくださる方を挙げてください。

重要

候補者が必ず選任されるとは限りません。

家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たり、①ご本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、②候補者の職業・経歴、③候補者とご本人との利害関係の有無等を踏まえて、総合的な判断をします。

そのため、申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面の課題等がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合（例えば、下記の事例に該当する場合など）には、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を成年後見人等や後見監督人等として選任することがあります。

また、ご本人に一定額以上（流動資産が概ね1200万円以上）の財産がある場合には、ご本人の財産を適切に管理するため、専門職を成年後見人等や後見監督人等に選任したり、後見制度支援信託・支援預貯金（保佐・補助では利用できません。）の利用を検討したりします。

後見監督人等の選任や後見制度支援信託・支援預貯金の利用については、パンフレットの11～12ページをご覧ください。

次のような事例に該当する場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を成年後見人に選任したり、後見監督人等に選任することがあります。

- 1 親族間に意見の対立がある場合
- 2 流動資産（預貯金や現金）の額や種類が多い場合
- 3 不動産売買が予定されているなど、申立ての動機となった課題が重要な法律行為を含んでいる場合
- 4 遺産分割協議など、成年後見人等候補者とご本人の間で利益相反する行為が予定されている場合
- 5 成年後見人等候補者とご本人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算の可否等について第三者による調査、確認を要すると判断された場合
- 6 従前、成年後見人等候補者とご本人との関係が疎遠であった場合
- 7 年間の収入額及び支出額が過大であったり、年によって収支に大きな変動が見込まれるなど、第三者による収支の管理を要すると判断された場合
- 8 成年後見人等候補者とご本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- 9 申立時に提出された財産目録や収支予定表の記載が十分でないなどから、成年後見人等としての適格性を見極める必要があると判断された場合
- 10 成年後見人等候補者が後見等事務に自信がなかったり、相談できる者を希望した場合
- 11 成年後見人等候補者が自己又は自己の親族のためにご本人の財産を利用（担保提供を含む。）し、又は利用する予定がある場合

- 12 ご本人の財産の運用（投資等）を目的として申し立てている場合
 - 13 成年後見人等候補者が健康上の問題や多忙等で適正な後見事務を行えない、又は行うことが難しいと判断された場合
 - 14 ご本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
 - 15 ご本人の財産状況について、専門職による調査を要すると判断された場合
- *以上の事由に該当しない場合であっても、家庭裁判所の判断により候補者以外の方を成年後見人等に選任することがあります。

次の人は成年後見人等になることができません。（欠格事由）

- 1 未成年者
- 2 成年後見人等を解任された人
- 3 過去に破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていない人
- 4 ご本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子

2 代理行為目録、同意行為目録

- 後見開始の審判の申立てをする場合は不要です。
保佐開始の審判の申立て又は補助開始の審判の申立てをする場合に、必要に応じて作成してください。
- 代理行為については、必要な代理行為をチェック又は記入してください。
同意行為については、すべてにチェックを入れることはできません。
- 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要になります。
- 補助開始の審判の申立てをする場合には、補助人に同意権・代理権を与える審判の、どちらか又は両方について、併せて申し立てる必要があります（補助開始の審判のみの申立てはできません。）。
- 補助や保佐において、代理権や同意権を与える審判を同時に申し立てる場合には、これらの申立てそれぞれにつき申立手数料が必要になります。

3 本人情報シートの写し

- 別紙「診断書等をご準備ください」の記載を参考にご準備ください。

4 診断書及び診断書付票

- 別紙「診断書等をご準備ください」の記載を参考にご準備ください。
- 申立日から3か月以内に作成されたものを提出してください。
- 診断書に、医師の記載漏れ（チェック漏れ）や誤記などがいないか確認してください。

5 本人の健康状態に関する資料の写し

- ご本人が介護保険の認定や療育手帳などの交付を受けている場合には、認定書や各種手帳のご本人の氏名、等級（障害の程度）の記載のあるページをコピーして提出してください。

6 親族関係図

- 記載例を参考に作成してください。
- ご本人を中心とした主な親族関係を理解するための資料となります。

7、8、10、11 市区町村役場等から取り寄せる書類

- 申立日から3か月以内に発行された書類を提出してください。

（注）個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

必要書類	請求先
ご本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	ご本人の本籍地の市区町村役場
ご本人の住民票 ※ご本人の戸籍附票でも可	ご本人の住民登録地の市区町村役場 ※戸籍附票は、本籍地の市区町村役場

成年後見人等候補者の住民票 ※候補者の戸籍附票でも可 ※候補者がいる場合に提出	候補者の住民登録地の市区町村役場 ※戸籍附票の場合は、候補者の本籍地の市区町村役場
-----------------------------------------------	----------------------------------------------

申立人がご本人の四親等内の親族の場合

申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） など ※申立人とご本人が、甥・姪とおじ・おばの関係、いとこ、孫と祖父母の関係等の場合は、申立人とご本人の関係がわかる（つながる）範囲の戸籍謄本が必要です。	申立人などの本籍地の市区町村役場
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

9 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書

- 申立日から3か月以内に発行された書類（原本）を提出してください。
- 申請書の証明事項欄は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」欄にチェックをしてください。
- 請求先は法務局です。窓口申請ができるのは、栃木県内では、宇都宮地方法務局（TEL028-623-0921）の1か所のみです。郵送申請は、東京法務局民事行政部後見登録課が取り扱っています。

12 申立事情説明書

- 申立人（申立人が記入できないときは、ご本人の事情をよく理解している人）が記入してください。

13 親族の意見書

- 説明書をよく読んで、ご本人の推定相続人に作成を依頼してください。
- 用紙が不足する場合には、適宜コピーしてお使いください。

14 後見人等候補者事情説明書

- 成年後見人等候補者がいる場合に作成してください。

- 申立人が推薦する候補者が、成年後見人等として適任かどうかを検討する際の重要な資料になります。必ず、成年後見人等候補者本人が記入してください。

15 財産目録

- 申立人又はご本人の財産を管理している方が、記載要領、記載例を参考にし、ご本人の財産について分かる範囲で記入、作成してください。
- 用紙が不足する場合には、適宜コピーして作成してください。パソコン等を用いて作成しても構いません。

16 本人の財産に関する資料の写し

- 15の「財産目録」に記入したご本人の財産について、その裏付けとなる資料の写し（A4サイズのコピー）を提出してください。

○ 預貯金に関する資料

- ・ 預貯金通帳、定期預金証書

※直前に記帳した上で、表紙、表紙裏の見開き（口座番号、支店名が印字されたページ）、過去1年分の取引が記帳された全てのページをコピーしてください。コピーしたものは、通帳のサイズに切り取らず、A4サイズのまま提出してください。

○ 有価証券に関する資料

- ・ 株式預かり証、取引残高証明書、証券会社からの通知書など

○ 保険契約に関する資料

- ・ 保険証券、証書など ※裏面もコピーしてください。

○ 不動産に関する資料

- ・ 不動産登記事項証明書

※最寄りの法務局で取得してください。権利証ではありません。

※未登記の不動産の場合は市区町村役場で固定資産評価証明書を取得してください。

○ 債権・負債に関する資料

- ・金銭消費貸借契約書、返済計画書（ローン明細書）、通知書など

17 収支予定表

- 直近3か月の平均をもとに、ご本人の定期的な収入（毎月、2か月ごと、毎年のように、決まっている収入）、定期的な支出（毎月、2か月ごと、毎年のように、決まっている支出）について、記載要領、記載例を参考にして作成してください。

18 本人の収入に関する資料の写し

- 17の「収支予定表」に記入したご本人の定期的な収入の裏付けとなる資料の写し（A4サイズのコピー）を提出してください。

- ・源泉徴収票、確定申告書
- ・年金証書、年金改定通知書 など

（注）個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

19 本人の支出に関する資料の写し

- 17の「収支予定表」に記入したご本人の定期的な支出の裏付けとなる資料の写し（A4サイズのコピー）を提出してください。

- ・施設利用料、家賃がわかるもの ※過去3か月分
- ・国民健康保険料・介護保険料納付書（納税通知書）
- ・固定資産税納付書（納税通知書）
- ・医療費の領収書 ※過去3か月分 など

20 相続財産目録及びその資料写し

- 申立ての動機が、遺産分割協議又は相続放棄手続の場合に、提出してください（可能な範囲で構いません）。
 - ・ 被相続人の相続財産目録
 - ・ 相続財産目録に記載した財産の資料、ご本人が受領予定の生命保険金の保険証書などの写し（A4サイズのコピー）

2.1 （成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合）関係書類写し

- 成年後見人等候補者が本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料。借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）の写し（A4サイズのコピー）を提出してください。

申立てに必要な費用

- 申立書類と一緒に、次の収入印紙、郵便切手を納めてください（裁判所では購入できません。最寄りの郵便局で購入してください。）。
- 収入印紙①と②は、別々に用意してください。
 - ① 収入印紙 800円分1組（申立手数料）
※保佐や補助において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分を追加してください。
 - ② 収入印紙 2600円分1組（登記手数料）
内訳：2000円×1枚、600円×1枚
※申立書に貼らないでください。
 - ③ 郵便切手 3390円分
内訳：500円×3枚、110円×10枚、100円×5枚、
50円×1枚、20円×2枚、10円×20枚
※ 保佐・補助は、上記に加えて
500円×1枚、110円×5枚（計4440円分）
- 郵便切手は、実際に使用した残りはお返しします。
なお、手続の進行により不足した場合には、追加で納めていただくことがあります。

【鑑定及び鑑定費用について】

- 必要に応じて、ご本人の鑑定を行う場合があります。鑑定とは、ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。
- 鑑定を行うためには、一般的に5万円～10万円程度の費用がかかります。
- 鑑定費用は、申立てや面接の際に納めていただく必要はありません。鑑定を行うことになった場合には、家庭裁判所から鑑定費用の予納についてご連絡しますので、定められた期限内に納めてください。